

令和5年度第1回亀岡市総合農政計画審議会議事要旨

開催日時：令和6年3月18日（月）午後1時30分～3時10分

開催場所：亀岡市役所別館3階会議室

出席者：亀岡市総合農政計画審議会委員10名（1名欠席）・幹事1名

亀岡市長（途中退席）

事務局6名

傍聴者 無し

1 開会

- ・産業観光部農林振興課長進行

2 委嘱状交付

- ・市長から委嘱状交付

3 挨拶

- ・市長挨拶

4 自己紹介

- ・委員・幹事・事務局自己紹介

5 会長選出及び会長代理の指定

- ・神崎弥委員を会長に選出（亀岡市総合農政計画審議会条例第5条1項）
- ・八木利夫委員を会長代理に指名（同条例第5条3項）

6 審議

（1）亀岡市の農業振興について

（会長）

- ・「第4次亀岡市元気農業プラン」について事務局に説明をお願いします。

（事務局）

- ・「第4次亀岡市元気農業プラン」について、資料に基づき説明

（委員A）

- ・新規就農者支援について、令和4年度と令和5年度の新規就農者は何名いたか。

(事務局)

- ・令和4年度は6名、令和5年度は5名である。

(委員B)

- ・新規就農者の確保・育成に亀岡市が注力されていることが分かるが、京都府南丹農業改良普及センターでも新たな担い手の育成に取り組んでいる。二つの機関で取り組みが重複しないことが望ましいが、情報交換や共同事業などは行われているか。

(事務局)

- ・亀岡地域農業再生協議会の担い手部会において、亀岡市、京都府南丹広域振興局、京都府南丹農業改良普及センター及びJAで共同し、定期巡回の形で新規就農者支援を行っている。対象となる新規就農者数にもよるが、多い場合には5月から2月まで毎月、少ない場合でも3カ月に1回はそれぞれのほ場の現況を確認し、栽培技術の課題解決への支援を行っている。

(委員A)

- ・持続可能な農業の推進について、令和4年度に素材メーカーである株式会社カネカとの生分解性素材活用に関する協議を実施したとあるが、現状はどうなっているか。

(事務局)

- ・株式会社カネカとは協定を締結しており、生分解性の素材活用に向けた実証を進めている。今年度については、庁舎の敷地内に花の苗を植え付けるに当たって生分解性のポットを用い、その効果を検証している。その結果を踏まえ、農業分野も含め、今後の取り組みを計画していきたい。

(委員A)

- ・当初、ビニールマルチで実証できないかという話があったように記憶しているが、そちらはどのような状況か。

(事務局)

- ・生分解性のマルチ自体は既に販売されているものの、分解速度のコントロールが難しいことが課題となっている。市内での実証には至っていない。苗のポットについては、栽培品目によって成功するものとしめないものがあるとのことであり、先行してそちらの実証に取り組んでいる。

(会長)

- ・従来のプラスチックで被覆されたマルチは産業廃棄物となり、農家では処理に苦慮しているとの声が多い。実証には引き続き取り組んでいただきたい。

(委員B)

- ・持続可能な農業の推進について、持続可能な生産体制の構築に向けた実施項目として「土壌分析等の適切な施肥管理への支援」が挙げられている。有機農業を行うに当たり、環境負荷を低減するため科学的な根拠に基づいた適切な施肥はきわめて重要であると思うが、5年度は制度の利用がなかったのか。

(事務局)

- ・土壌診断への支援は令和5年度も予算を組んでいるが、現在のところ申請がない。制度の利用促進に向けて取り組んでいきたい。

(委員B)

- ・支援制度はあるので、行政として積極的な啓発を行っていただきたい。

(会長)

- ・土壌診断は費用が高額な場合が多く、ほ場ごとに行うとかなりの出費になることから、なかなか浸透していないのではないかとと思われる。

(委員B)

- ・費用が高額になる場合もあるが、農水省のデータベースで土壌分類ができているので、同程度の管理状態のほ場から一つを選定し、モデルほ場的な位置づけで診断するという手法もある。

(会長)

- ・資料について、市の取り組みの特色でもある有機農業をより詳細に説明いただけるか。

(事務局)

- ・「第4次亀岡市元気農業プラン」中の有機農業に関係する部分について、資料に基づき説明

(会長)

- ・有機農業の推進に関しては、有機農業推進協議会において別途議論がなされることと思う。営農組織と人材の育成や農業基盤の強化に係るところで、営農組織に対する伴

走支援が行われているが、これについてご意見はあるか。

(委員C)

- ・将来的な地域営農の継続のため、農地中間管理機構によるほ場整備を実施してもらえよう、今年度認定法人を立ち上げた。法人の立ち上げに係る知識を有していなかったが、手続について農林振興課で逐一教えてもらえてありがたかった。これから法人として活動していくに当たって、引き続きよろしく願いしたい。

(会長)

- ・他に質問や意見がないようであれば、続いて「地域計画」について事務局に説明をお願いします。

(事務局)

- ・「地域計画」について、資料に基づき説明

(委員A)

- ・地域によっては話し合いがあまり進んでいないと聞くと、現状どれほど進捗があったのか。また、一筆ごとの目標地図を作成することに関して、私が営農している地域ではまだ伝えられていないが、それぞれの農家にはどのように周知されるのか。

(事務局)

- ・農業委員への説明は昨年8月に行っており、それ以降順次各地域において開かれる研修会に農業委員会事務局の職員が同席させていただいている。それぞれの農家への周知に関しては、営農の継続等に係る意向調査を農業委員会から送付させていただいているが、居住地と農地が違う場合などで手元に届いていないケースがあると聞いている。最終的には耕作者の一覧を作成いただくこととなり、国・府の補助金を受ける場合や、農地の権利設定に当たって名前が掲載されていることが必要になる。このことも踏まえ、農業委員・農地利用最適化推進委員からの依頼に応じて町外から入り作されている新規就農者について情報提供するなどして、さらなる周知の徹底を図る。

(会長)

説明にあったとおり、権利設定や補助金申請に当たって重大な不利益が生じる可能性があることから、必ず徹底いただきたい。他に質問や意見がないようであれば、続いて「特別管理」について事務局に説明をお願いします。

(事務局)

- ・「特別管理」について、資料に基づき説明

(委員A)

- ・農業振興地域制度と地域計画はどう違うのか。

(事務局)

- ・地域計画は、どの農地を今後守っていくかを示すものであり、計画上の取り扱いによって、土地の用途が制限されるようなことはない。一方で、農業振興地域制度は、指定されている農地の農業以外のための使用が法的に制限される。農地転用を行いたい場合には、まず農業振興地域からの除外が必要になる。

(委員A)

- ・地域計画上で活用できないとされた農地は、今後補助が受けにくくなるのか。

(事務局)

- ・計画上で守っていく対象から外された農地については、確かに補助を受けられない場合がある。

(会長)

- ・農業振興地域に含まれる農地については、転用ができず、従って資材置き場や駐車場の整備、宅地開発などを一切行えない。ただし、農業用施設用地に用途区分の変更をすれば、農業用倉庫や農作業スペースの整備を行うことはできる。このような制限はあるが、農業振興地域に含まれていることによって、逆に補助金が申請できたり、税制上の優遇が受けられたりする。持続的な農地の確保・利用のための制度となっている。他に質問や意見がないようであったら、事務局には今日各委員から出たご意見について今後の施策への反映をお願いすることとして、その他事項の説明をお願いする。

7 その他

- ・次回審議会の開催予定案内等

8 閉会

- ・会長代理挨拶

以上